

市県民税（住民税）の 申告相談が始まります

【郵送・問い合わせ先】

〒799-0497

四国中央市三島宮川4丁目6番55号

税務課 市民税係 28-6009

FAX 28-6058

この申告は、市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを算出する基礎となるほか、各種届出書、申請に必要な証明書などを交付する場合の重要な資料となります。

今回の申告相談は、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から、会場内が「密」になることを避けるため、以下の通り実施しますのでご協力をお願いします。



受付人数の制限、会場内の人数制限を行います

- ソーシャルディスタンスを確保するため、会場レイアウトを変更します。
- 順番が来るまで会場の外でお待ちいただく場合がありますので、ご注意ください。
- 会場内の混雑緩和のため、ご自身が該当する日程にお越しください。



入場時に検温を実施します

- 会場への入場時に検温を実施します。
- 37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪の症状がある場合、検温にご協力いただけない場合など、感染防止の観点から適切でないと判断した時には入場をお断りさせていただきます。



マスクの着用、手指消毒のお願い

- 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口などで手指消毒をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、なるべくご自身で申告書を作成し、郵送していただきますようお願いいたします（随時受付可）

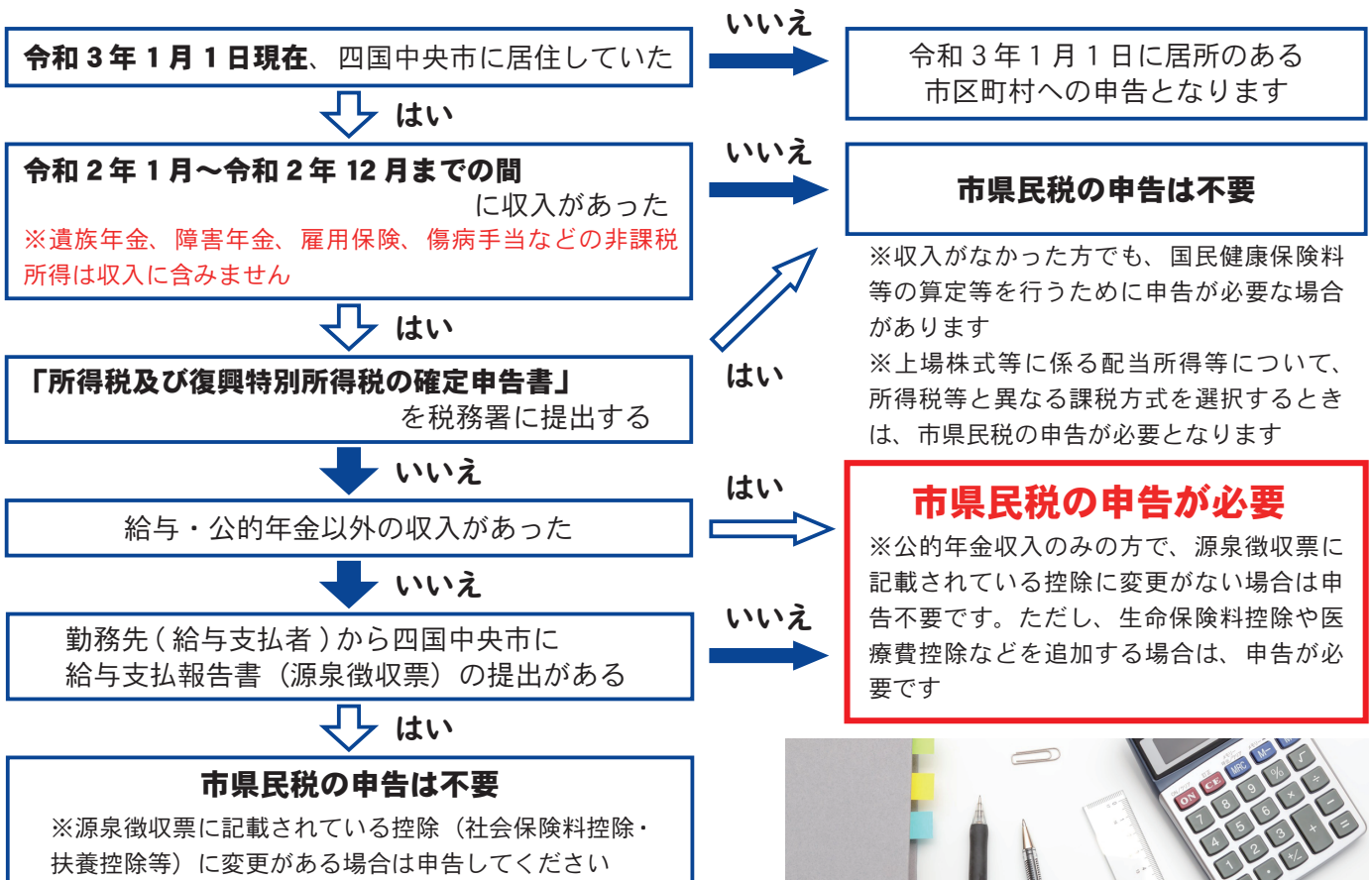
※申告書は各窓口センター、公民館に備え付けているほか、市ホームページからもダウンロードできます

※3/15（月）までは、税務課での申告受付はできませんのでご注意ください



あなたは申告が必要ですか？

このフローチャートにより、申告が必要かどうか簡易的に判断できます。詳しくは、お問い合わせください。



申告相談日程

受付時間は、午前は **9：00～11：00**、午後は **13：00～16：00**（嶺南支所は午前からの受け付け）

月	日	対象地区	会場
2月	3日（水）	金砂町・富郷町 ※受付時間は午前のみ（9:00～12:00）	嶺南支所
	4日（木）	新宮地域全域	新宮窓口センター 2階 会議室
	8日（月）	土居町畑野・北野	土居窓口センター 3階 大会議室
	9日（火）	土居町上野	
	10日（水）	土居町天満	
	12日（金）	土居町蕪崎	
	15日（月）	土居町土居・入野・浦山	
	16日（火）	土居町中村・藤原	
	17日（水）	土居町小林・野田	
	18日（木）	土居町津根	
	19日（金）	土居町全域（指定日に来場できない方など）	
	24日（水）	川滝町・柴生町・下川町	川之江ふれあい交流センター 1階 大会議室
	25日（木）	金田町	
	26日（金）	上分町	
	1日（月）	金生町山田井	
3月	2日（火）	金生町下分	市役所市民交流棟 2階 会議室
	3日（水）	妻鳥町	
	4日（木）	川之江町	
	8日（月）	豊岡町	
	9日（火）	寒川町	市役所市民交流棟 2階 会議室
	10日（水）	中曽根町・村松町・下柏町	
	11日（木）	中之庄町・具定町・上柏町	
	12日（金）	三島紙屋町・三島朝日・三島宮川 三島中央・三島金子	
	15日（月）	市内全域（指定日に来場できない方など）	

申告に必要なもの

- 収入がわかるもの（源泉徴収票、収支内訳書、支払調書など）
 - 控除がわかるもの（社会保険料・生命保険料などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）
 - マイナンバーがわかるもの（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票）
 - 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証、保険証、年金手帳など）
 - 申告者本人名義の口座が確認できるもの（通帳など）
 - 認め印（スタンプ印不可）
- ※税務署から送付された通知書などがあれば、併せてお持ちください



【注意事項】

- 上記の会場では、「死亡した人の確定申告」「令和2年分以外の確定申告」「青色申告」「分離所得（土地・株式の譲渡など）」「損失の繰越」「住宅ローン控除」の申告は受け付けできませんので、税務署で確定申告をお願いします。
- 税務署で確定申告をする方は、上記の会場で申告する必要はありません。

伊予三島税務署からのお知らせ

所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税の確定申告会場を設置します

設置期間 2/16（火）～3/15（月） ※土・日・祝日を除く

受付時間 8：30～16：00（相談開始は9：00～）

※混雑状況や入場整理券の発行数の上限により、16時前であっても受け付けを終了させていただく場合があります

設置場所 伊予三島税務署（三島中央5-9-45）

注意事項

- 2/16以前は申告会場を設置していません。ただし、作成済みの申告書などの提出は受け付けています。
 - 感染症対策として、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は各会場当日配付またはLINEで事前発行します。詳しくは、お問い合わせください。
 - 自宅で申告書が作成できる、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をぜひご利用ください。
- 問い合わせ先** 伊予三島税務署 24-5410（自動音声でご案内します）

